

「札幌市建築確認申請の手引き」の修正・改正項目（2026.4）

凡例 ・ 修正の新旧を表示（下線は修正部分を示す）
○ 修正の内容を説明（下線がある場合は修正部分を示す）

修正部分	修正前	修正後
全体	(WindowsからGoogleへの変更に伴う書式修正等)	(WindowsからGoogleへの変更に伴う書式修正等) ○フォント: B12、UDGothic ○フォントサイズ: タイトル20ポイント、サブタイトル12ポイント(太字)、本文10ポイント ※ページ構成のためフォントサイズを10ポイント以下にしている部分があります。 ○行間隔: 1.5行 ○フォント・フォントサイズ・行間隔の書式修正に伴う掲載ページや引用ページの修正 ○見出し番号の振り方の統一（環境依存文字について互換性が無いものがあるため） ○右側に記載していた更新日付の削除（フォント・フォントサイズ・行間の書式修正に伴い、ページ内の更新部分とページ右上に記載していた更新日付がずれている可能性があるため）
題名	(題名の変更) ・札幌市建築確認申請の手引き 2018年版	(題名の変更) ・札幌市建築確認申請の手引き
第1章		
1 建築指導部受付窓口の事務内容及び各課配置	(字句修正) ・窓口 2番 …… 確認申請に伴う接道の相談、長期優良住宅・低炭素建築物・建築物省エネ法の認定申請受付及び交付 (決定番号の加除修正) ・届出先(都) 建築安全推進課(9番窓口)の行 1~105、107~113、121~122、129 ・届出先(政) 地域計画課(5F)の行 1、106、114~120、122、124、127~128、再1~13、再15 緩1~10 ※ 次の決定番号の区域は届出不要 ・防1	(字句修正) ・窓口 2番 …… 確認申請に伴う接道の相談、長期優良住宅・低炭素建築物の認定申請受付及び交付 (決定番号の加除修正) ・届出先(都) 建築安全推進課(9番窓口)の行 1~105、107~113、121~122、125~126、129、調1~10 ・届出先(政) 地域計画課(5F)の行 1、106、114~120、122、124、127~128、再1~13、再15、緩1~10 ※ 次の決定番号の区域は届出不要 ・防1、131
3 建築基準法又は建築関係規定その他条例等に基づく届出など (4) 地区計画の届出	(字句修正) ・地区計画届出書(控)の返却 札幌市に確認申請を行う場合は、返却された地区計画届出書(控)を確認申請書に添付すること(1-28P参照)	(字句修正) ・地区計画届出書(控)の返却 札幌市に確認申請を行う場合は、返却された地区計画届出書(控)を確認申請書に添付すること
3 建築基準法又は建築関係規定その他条例等に基づく届出など (6) 「札幌市建築物における駐車施設の附置等に関する条例」の附置義務駐車施設設置(変更)の届出	(手続きの追加)	(手続きの追加) ・改正後条例適用の事前協議 ↓ ・改正後附置義務条例適用(変更)承認申請書(正本・福本)を提出
4 関係法令等に基づく関連部局一覧 (1) 建築基準関係規定(法6条1項、令9条)	(関連部局の追加)	(関連部局の追加) ○8 自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律に台数緩和と特認承認の関連部署として「(建)総務部自転車対策担当課(6F南) 211-2456」を追加
4 関係法令等に基づく関連部局一覧 (2) 建築物の計画地に関する関係法令等	(字句修正)	(字句修正) ○4 市道(切り下げ)の電話番号を「※P1-19参照」から「前ページ参照」に修正 ○14 都市計画施設の区域内のかっこ書きを、「様式-5」(1-64P)参照から「本手引き「様式-5」参照」に修正 ○15 土地区画整理事業の区域内のかっこ書きを、「様式-3」(1-61P)参照から「本手引き「様式-3」参照」に修正
5 建築行為等の前に必要な届出・協議書等 (1) 条例等に基づくもの	(字句修正) ・札幌市廃棄物の減量及び処理に関する条例・同施行規則 所管 環 境 環境事業部事業廃棄物課(13F北) 電話番号 211-2855	(字句修正) ・札幌市廃棄物の減量及び処理に関する条例・同施行規則 所管 環 境 環境事業部事業廃棄物課(13F北) 電話番号 211-2927
6 確認申請に必要な添付図書等 (1) 建築基準法施行規則に定める図書 ① 第1条の3第1項(建築物の確認申請)	(字句修正)	(字句修正) ○様式の参照ページを「本手引き」に修正
6 確認申請に必要な添付図書等 (2) 建築基準法施行規則第1条の3及び第3条に定める以外の図書	(字句修正)	(字句修正) ○様式の参照ページを「本手引き」に修正 ○1・※上記のほか、1-19P~1-26Pに掲載している事前協議や許可等については「※上記のほか、本手引きに掲載している事前協議や許可等について」に修正
6 確認申請に必要な添付図書等 (5) 確認の特例にあたる添付図書	(字句修正)	(字句修正) ○様式の参照ページを「本手引き」に修正
6 確認申請に必要な添付図書等 (8) 建築計画概要書作成に当たっての留意事項	(留意事項の追加)	(留意事項の追加) ○【第一面・第三面共通事項】に「第二面8. 主要用途が長屋、共同住宅の場合は住戸数を併記してください。」を追加
第2章 第1節		
1 基準総則・集団規定の適用事例 表1-8 高さ及び階数の算定	(字句修正) ・法33条に該当する煙突については高さ算入する	(字句修正) ・法33条の適用を考える上では、煙突を高さ算入する
1 基準総則・集団規定の適用事例 表2-1 接道長さ	(字句修正)	(字句修正) ○「路地状敷地の市条例の制限については手引き2-116Pを参照」を「路地状敷地の市条例の制限については本手引き第2章第4節 敷地の形態【条例2条・条例3条・条例4条】を参照」に修正
2 建築物の防火避難規定の解説	(引用書籍改訂に伴う修正)	(引用書籍改訂に伴う修正) ○建築物の防火避難規定の解説2023から建築物の防火避難規定の解説2025へ改定に伴う当該書籍の引用ページ等の修正 ○表4、区分: 廊下の幅、種別: 両側に居室がある廊下、掲載ページ: 41の行の備考に「防避解P178を参照」を追加 ○表9、区分: 避難上の安全の検証、種別: 火災の発生のおそれの少ない室、掲載ページ: 100の行の削除 ○表9、区分: 避難上の安全の検証、種別: 階避難安全検証法、掲載ページ: 101の行の削除 ○表9、区分: 避難上の安全の検証、種別: 居室の出口の1に達するまでに要する歩行時間、掲載ページ: 102の行の削除 ○表9、区分: 避難上の安全の検証、種別: 滞留の解消時間、掲載ページ: 103の行の削除 ○表9、区分: 避難上の安全の検証、種別: 在館者密度、掲載ページ: 104の行の削除 ○表9、区分: 避難上の安全の検証、種別: 火災成長率、掲載ページ: 105の行の削除 ○表9、区分: 避難上の安全の検証、種別: ツインビル等の検証方法、掲載ページ: 107の行の削除 ○表9、区分: 避難上の安全の検証、種別: 全館避難安全検証法、掲載ページ: 108の行の削除 ○表9、区分: 避難上の安全の検証、種別: 全館煙降下時間、掲載ページ: 103の行の種別を「全館煙降下時間(B1)」に修正 ○表10、区分: 特殊建築物等の内装、種別: 無窓の居室の内装制限について、掲載ページ: 掲載なし、札幌市適用: 札幌市取扱い、備考: 手引き2-53Pを参照の行の削除
2 建築物の防火避難規定の解説 表5 排煙設備	(字句修正) ・平12建告第1436号第四号ハの適用の範囲(車庫等) ・平12建告第1436号第四号ニ及びホの適用の範囲 ・平12建告第1436号第四号ニ(4)の取扱い	(字句修正) ・平12建告第1436号第四号ホの適用の範囲(車庫等) ・平12建告第1436号第四号ハ及びトの適用の範囲 ・平12建告第1436号第三号ハ(5)の取扱い
6 仮使用の取扱い 仮使用認定申請 ① 仮使用の対象	(補足説明の追加)	(補足説明の追加) ・※イベントの名称(工事内覧会等)によらず、展示・販売を目的とするものは仮使用の対象とする。
6 仮使用の取扱い 仮使用認定申請 ② 仮使用の認定機関等	(字句修正) ・(3) 認定期間を超えて仮使用する場合は、追加申請が必要(合計3年以内)	(字句修正) ・(3) 認定期間を超えて仮使用する場合は、追加申請が必要(原則合計3年以内)

12 避難施設 避難階段に設けるパイプシャフト等の点検扉の設置基準	(引用書籍改訂に伴う修正)	(引用書籍改訂に伴う修正) ○建築物の防火避難規定の解説2023から建築物の防火避難規定の解説2025への改訂に伴う当該書籍の引用ページ等の修正
12 避難施設 階段室型共同住宅における二方向避難の取扱い	(引用書籍改訂に伴う修正)	(引用書籍改訂に伴う修正) ○建築物の防火避難規定の解説2023から建築物の防火避難規定の解説2025への改訂に伴う当該書籍の引用ページ等の修正
13 排煙設備 平成12建告第1436号第四号へ(5)の取扱い	(告示改正に伴う修正) ・12建告第1436号第四号へ(5)抜粋 床面積が100㎡以下で、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でし、かつ、その下地を不燃材料でつくったもの。 ・(3) 出入口の戸の上部に50cm以上の防煙壁は必要であるが、常時閉鎖式又は煙感知器連動の不燃材料の戸が設けられた場合は、戸の上部の不燃材料の垂れ壁は、天井面から下方に30cm以上とすることができる。	(告示改正に伴う修正) ○タイトルの修正「平成12建告第1436号第三号へ(5)の取扱い」 ・12建告第1436号第三号へ(5)抜粋 床面積が100㎡以下で、令和7年国土交通省告示第989号に規定する基準に従い、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でし、かつ、その下地を不燃材料で造ることその他これに準ずる措置が講じられたもの。 ・(3) 出入口の戸の上部に50cm以上の防煙壁は必要であるが、常時閉鎖式又は煙感知器連動の不燃材料の戸が設けられた場合は、戸の上部の垂れ壁(防火壁に準ずる仕様に限る)は、天井面から下方に30cm以上とすることができる。
13 排煙設備 自然排煙又は機械排煙と告示適用部分相互間の防煙区画	(告示改正に伴う修正) ・※5 排煙設備を設ける室側は、不燃材料で造り又は覆われた防煙壁とすることができる。	(告示改正に伴う修正) ○告示の修正「平12建告第1436号第三号へ」 ○下記の注釈の改正に伴う、本文の修正 ・※5 または令7国交告第989号に規定する基準 ※6 排煙設備を設ける室側は、令126条の2に規定する防煙壁であれば、下地・仕上げ不燃でなくてもよい。
13 排煙設備 防煙壁の構成	(字句修正) ・防煙壁は、不燃材料で造り又は覆われたもので、原則として天井から50cm以上ある防煙壁等が必要とするが、防煙壁等が50cm未満の場合は以下の(1)、(2)のとおり取り扱う。 (政令改正(令和7年9月3日政令第310号)に伴う修正) ・令第126条の3第1項第二号に規定される自然排煙設備の排煙口について、以下の(1)、(2)のとおりとする。 (1) 防火設備を不燃材料と同等の性能を有するものとみなし、排煙口として使用可能とする (2) 国土交通大臣の認定を受けた認定番号EA、EB及びECの防火設備は、いずれも使用可能とする。	(字句修正) ・防煙壁は、原則として天井から50cm以上を必要とするが、防煙壁等が50cm未満の場合は以下の(1)、(2)のとおり取り扱う。
13 排煙設備 自然排煙口 ① 自然排煙口の取扱いについて	(政令改正(令和7年9月3日政令第310号)に伴う修正) ・令第126条の3第1項第二号に規定される自然排煙設備の排煙口について、以下の(1)、(2)のとおりとする。 (1) 防火設備を不燃材料と同等の性能を有するものとみなし、排煙口として使用可能とする (2) 国土交通大臣の認定を受けた認定番号EA、EB及びECの防火設備は、いずれも使用可能とする。	～削除～
14 非常用出入口 非常用出入口に代わる窓等の取扱い	(引用書籍改訂に伴う修正)	(引用書籍改訂に伴う修正) ○建築物の防火避難規定の解説2023から建築物の防火避難規定の解説2025への改訂に伴う当該書籍の引用ページ等の修正
15 内装制限 無窓の居室の内装制限について	(告示制定(令和7年10月31日国土交通省告示992号)に伴う修正) ・天井の高さが3m以上の無窓の居室に設けた排煙口が、床面からの高さが2.1m以上で、かつ天井(天井のない場合においては、屋根)の高さの1/2以上の壁の部分に設けられている場合(平12建告第1436号第三号口)、当該居室及びこれから地上に通ずる主たる廊下、階段その他の通路の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げについては内装制限を適用しないものとする。	～削除～
16 防火区画 消火設備/防火設備等の戸の面積制限 ② 防火戸の面積制限	(字句修正) ・随時閉鎖式防火戸で、くぐり戸のないものについては、常時閉鎖式防火戸と同じく、その面積を3㎡以内とすること。	(字句修正) ・随時閉鎖式防火戸(シャッターを除く)で、くぐり戸のないものについては、常時閉鎖式防火戸と同じく、その面積を3㎡以内とすること。
22 日影制限 日影制限の取扱い ⑯ 日影図の作成要領	(字句修正) ・日影制限の対象建築物に係る確認申請書に添付すべき図書、及びこれに明示すべき事項は、以下の(1)～(12)による。また、「⑲日影図例」(2-75P)も参考にすること。	(字句修正) ・日影制限の対象建築物に係る確認申請書に添付すべき図書、及びこれに明示すべき事項は、以下の(1)～(12)による。また、「⑲日影図例」も参考にすること。
第2章 第2節 1 構造耐力 土砂災害特別計画区域内における居住を要する建築物 ① 適用対象について	(字句修正) ・また、都市計画区域外等(法第6条第1項第四号の区域外)であっても、	(字句修正) ・また、都市計画区域外等(法第6条第1項第三号の区域外)であっても、
第2章 第4節 1 建築物の敷地、構造及び設備 敷地の形態 ③大規模建築物の敷地と道路との関係(条例第4条)	(字句修正) ・なお、接道長さについては「18 道路」_(2-56P)の項に準ずる。	(字句修正) ・なお、接道長さについては本手引き「18 道路」の項に準ずる。
2 特殊建築物 自動車車庫及び自動車修理工場(条例第36条) ①敷地と道路の関係	(字句修正) ・※上記ア～ウのほか、条例第40条に基づく適用除外がある。(2-134P参照)	(字句修正) ・※上記ア～ウのほか、条例第40条に基づく適用除外がある。(本手引き条例第40条の解説参照)
2 特殊建築物 自動車車庫又は自動車修理工場の構造 ② 構造設備	(条例改正に伴う修正) ・(1) 床及び地溝は、耐水材料で造り、汚水排除の設備をすること。ただし、下記のア又はイの場合は適用除外とする。	(条例改正に伴う修正) ・(1) 床及びビッドは、耐水材料で造り、汚水排除の設備をすること。ただし、下記のア又はイの場合は適用除外とする。
2 特殊建築物 自動車車庫及び自動車修理工場の制限の適用除外 ① 条例の適用除外	(削除) ○表中の「手引き該当部分」の列を削除	
資料編		
付録1 (2)特別用途地区内の建築制限の概要(札幌市建築基準法施行条例別表)	(字句修正) ・火薬、石油、ガス等の危険物の貯蔵・処理量 ○「その他の制限」の行を削除 (注記の追加)	(字句修正) ・火薬、石油、ガス等の危険物の貯蔵・処理に供するもの ○「※三種特別工業地区(用途制限以外の規制有り)第二種特別工業地区の区域内の建築物の敷地面積は、300㎡以上でなければならない。」を追加 (注記の追加) ・※本表は、札幌市建築基準法施行条例第73条の概要であり、すべての制限について掲載したものではありません。